



「金武町虫歯予防奨励金」について

* 内容

「金武町虫歯予防奨励金」は、平成 18 年より健康づくりの基本となる食を生涯にわたって自分自身の歯で食し、自らの健康管理ができるようにその始まりである幼児の虫歯予防に寄与し、幼少からの健康づくり及び保健活動の推進を図るものです

* 支給の対象者は？（※令和 2 年 4 月 1 日以降に以下の条件を満たしている方）

- ①対象児童の**両親**（母子・父子家庭においては母または父）または保護者で、健診受診日の 90 日以上前から金武町に住所を有し、健診後も引き続いて 90 日以上金武町に居住しているもの
- ②町が実施する 3 歳児健診または、小学校 1 年生の学校健診における歯科検診において、「虫歯がない」と診断された方（治療済は除く）
- ③ ①及び②での該当者と同じ世帯に住む方（全員）に申請の時点で以下の項目に滞納のないこと
 - ・町税
 - ・町立幼稚園の保育料及び給食費
 - ・介護保険料
 - ・町立小学校及び中学校の給食費
 - ・国民健康保険税
 - ・上下水道料（※必要書類あり。下記記載）
 - ・町立認定こども園の保育料
 - ・町営住宅の家賃 等

●支給される金額は？

虫歯予防奨励金の支給金額は、 3 歳児健康診査時 1 万円
小学校 1 年生学校歯科検診時 2 万円

※当該児童がこれまでに虫歯予防奨励金(3 万円)を受領している場合を除く

●申請のときに必要な書類は？

- ①住民票謄本
- ②納税証明書（住居をともにし、15 歳以上の方で学生でない方については全員分必要です）
※複数世帯で水道メーターを共同使用している場合は、世帯が別でも全員分の納税証明書が必要になる場合があります
- ③水道料金支払い確認のため検針票もしくは水道料金納入通知書（支払者の名義確認をします）
- ④印鑑（認め印可）
- ⑤振込先金融機関名、支店名、口座番号、口座名義がわかるもの。（赤ちゃんの口座への振込は不可）
※①、②は役場 住民生活課（手数料がでます）にて発行しています
- ⑥**学校歯科検診の結果** ※**小学校 1 年生時点の申請時のみ**

●どこへ提出ですか？

金武町総合保健福祉センターにて受け付けています

●申請の期限はいつまでですか？

各歯科検診受診後、90 日以降 1 年未満



お問い合わせ

金武町総合保健福祉センター
NTT 968-5932
有線電話 8-5932